

労働安全衛生規則（足場等）が改正されました

建設業等において、高所からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今回、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業構台からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正されました。改正された規則は平成 21 年 6 月 1 日から施行されます。

改正のあらまし

I 足場からの墜落防止措置等の充実

- ・ 足場の種類に応じて次の墜落防止措置が必要になります。

※ わく組足場

交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、交さ筋かいに加え、「下さん」や「幅木」等の設置、又は、「手すりわく」の設置

※ わく組足場以外の足場（一側足場を除く）

手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ 85 センチメートル以上の手すり」に加え「中さん」等の設置

- ・ 物体の落下防止措置として、「幅木」「メッシュシート」「防網」の設置等が必要になります。

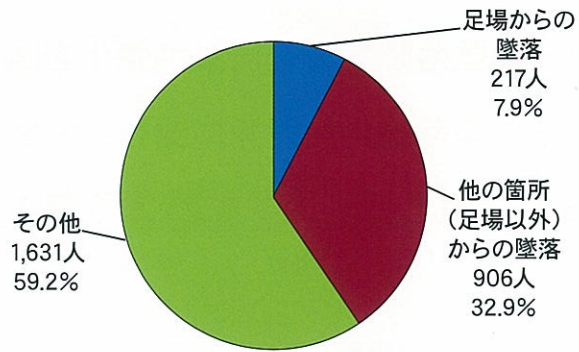
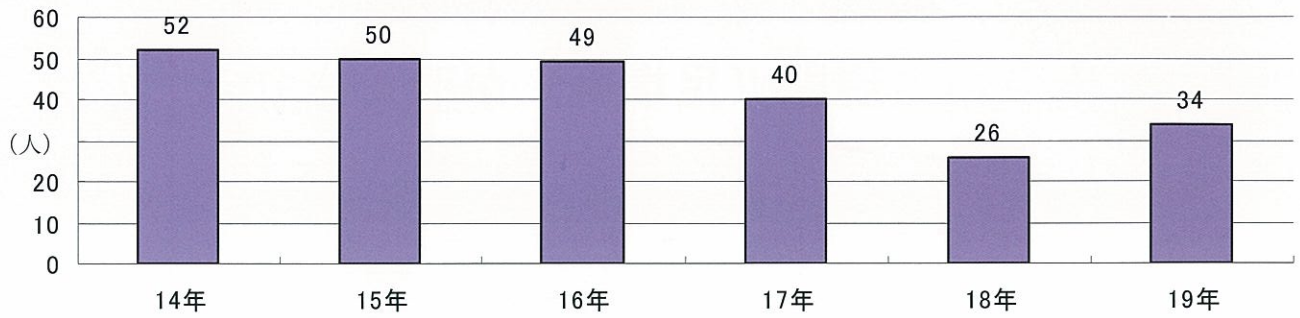
II 足場の安全点検等の充実

足場の点検について次の措置が新たに求められます。

- ・ 当日の作業開始前に「手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検」の実施
- ・ 悪天候等後に実施する点検内容等の記録とその保存

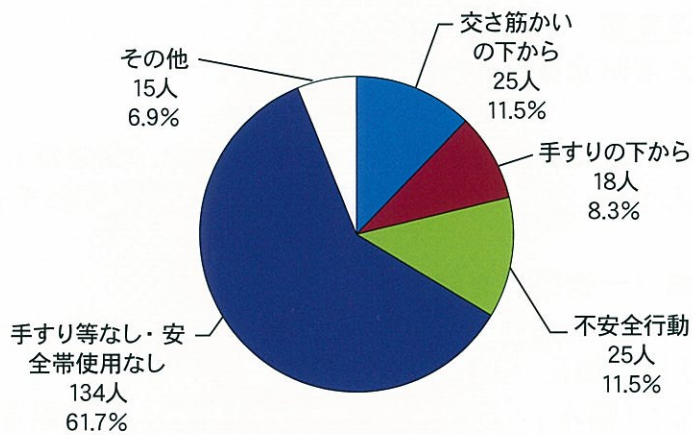
※ 足場と同様に架設通路や作業構台についても改正され、所要の規定が設けられます。

足場からの墜落による死亡者数



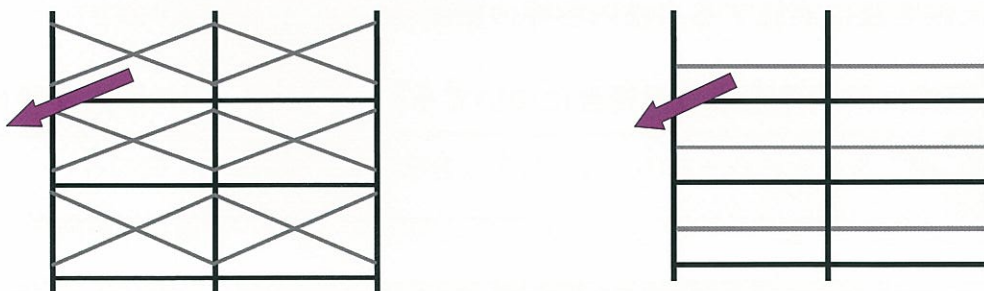
足場からの墜落により
5年間で217人が死亡

建設業における死亡災害発生状況 (平成14年～平成18年)



手すりや筋かいの下から
5年間で43人が墜落死

足場からの墜落による死亡災害発生状況(建設業) (平成14年～平成18年)



足場からの墜落災害における典型的な事例

I 足場等からの墜落防止措置等の充実

(ア) 事業者が行う「架設通路」についての墜落防止措置(安衛則第552条関係)

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ 85 センチメートル以上の手すり」に加え「中さん等」※1 (P. 4) を設けることとされました。

(イ) 事業者が行う「足場」の作業床からの墜落防止措置等(安衛則第563条関係)

★墜落防止措置

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すり等を設けなければならないとされ、わく組足場の交さ筋かい手すり等としてみなされていましたが、今回の改正により、足場の種類に応じて、次の設備を設けることとされました。

- ・わく組足場の場合
「交さ筋かい」に加え、「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下の位置への下さん」か「高さ 15 センチメートル以上の幅木の設置」(下さん等) ※2 (P. 4) 、あるいは「手すりわく」 ※3 (P. 4)
- ・わく組足場以外の足場の場合 (一側足場を除く)
「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え、「中さん等」 ※1 (P. 4)

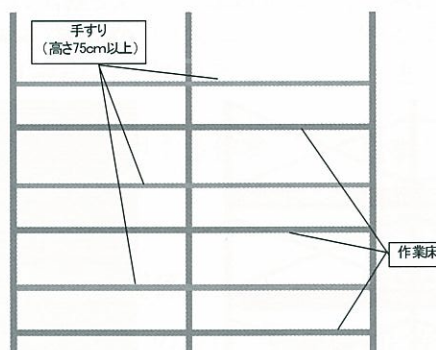
★物体の落下防止措置

高さ 10 センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網 (同等の措置を含む。) を新たに設けることとされました。

※ 安衛則第 563 条では、足場の高さ 2 メートル以上の作業場所における措置を定めていますが、高さ 2 メートルに満たない場合や足場以外の作業場所であっても、安衛則第 537 条に基づき、物体の落下による危険を防止する必要があることに留意してください。

わく組足場以外の足場(単管足場等)

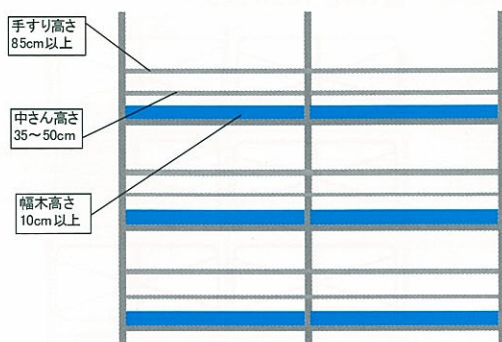
改正前の措置



○ 墜落防止及び物体の落下防止の 両措置を同時に講じた例

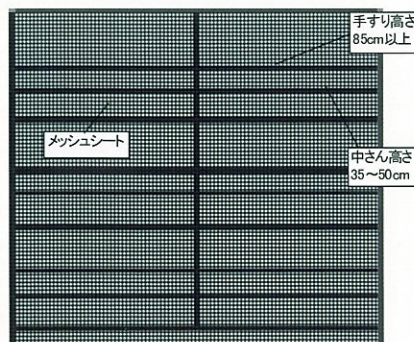
改正後 措置例1

手すり(高さ 85cm 以上の位置)
+ 中さん(高さ 35~50cm の位置)
+ 幅木(高さ 10cm 以上)



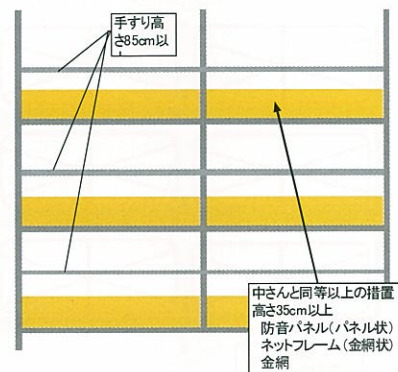
改正後 措置例2

手すり(高さ 85cm 以上の位置)
+ 中さん(高さ 35~50cm の位置)
+ メッシュシート



改正後 措置例3

手すり(高さ 85cm 以上の位置)
+ 中さんと同等以上の措置
(高さ 35cm 以上)



(ウ) 事業者が行う「作業構台」についての墜落防止措置(安衛則575条の6関係)

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すり等を設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」※1 を設けることとされました。

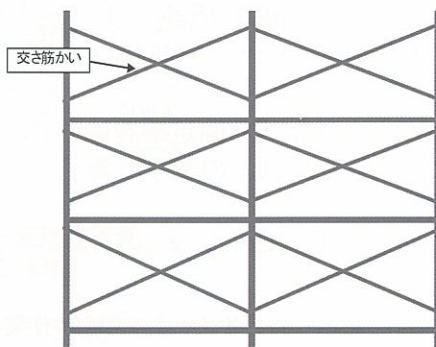
※1 「中さん等」とは、「高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」のことであり、後者には高さ 35 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム、金網及びX字型の2本の斜材(労働者の墜落防止に有効なものに限る。)があります。

※2 「下さん等」とは、「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん」「高さ 15 センチメートル以上の幅木」「これらと同等以上の機能を有する設備」のことであり、同等以上の機能を有する設備には、高さ 15 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

※3 「手すりわく」とは、高さ 85 センチメートル以上の手すり及び高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のことです。

わく組足場

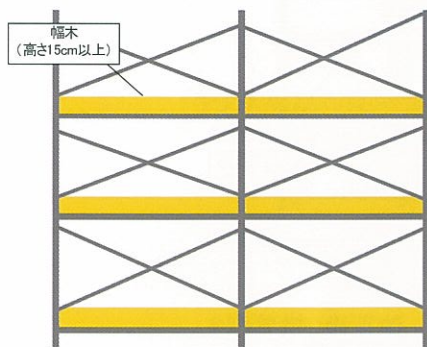
改正前の措置



○ 墜落防止及び物体の落下防止の
両措置を同時に講じた例

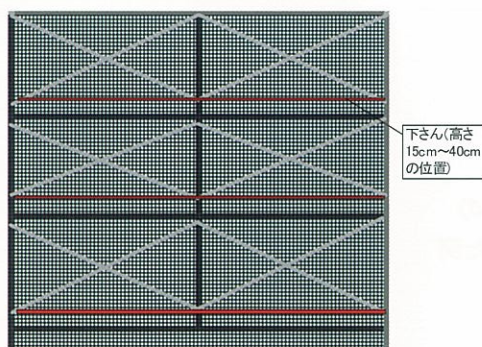
改正後 措置例1

交さ筋かい+幅木(高さ15cm以上)



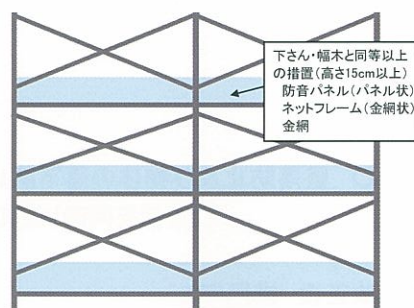
改正後 措置例2

交さ筋かい+下さん(高さ15~40cm
の位置)+メッシュシート



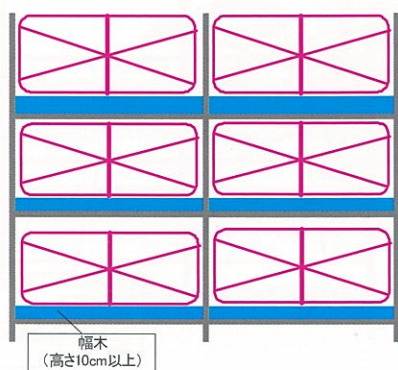
改正後 措置例3

交さ筋かい+下さん・幅木と同等以上の措置(高さ15cm以上)



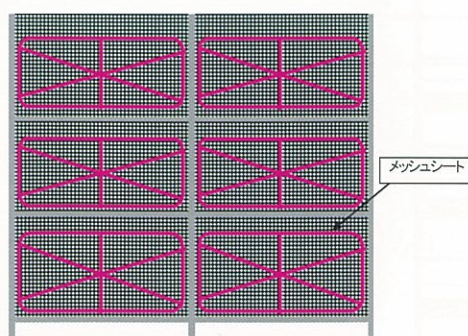
改正後 措置例4

手すりわく+幅木(高さ10cm以上)



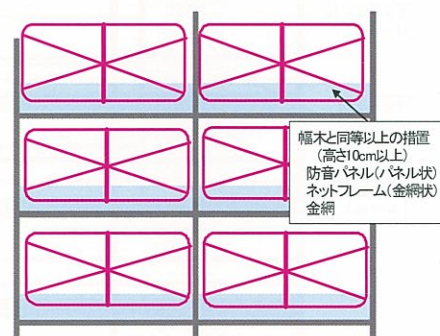
改正後 措置例5

手すりわく+メッシュシート



改正後 措置例6

手すりわく+幅木と同等以上の措置(高さ10cm以上)



Ⅱ 足場及び作業構台の安全点検等の充実

(ア) 事業者が行う足場の点検等(安衛則第567条、第568条関係)

- 1 つり足場以外の足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 2 つり足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 3 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 4 上記3の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、保存することとされました。

(イ) 事業者が行う作業構台の点検等(安衛則第575条の8関係)

- 1 作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた作業構台に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 2 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、作業構台に係る墜落防止措置の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 3 上記2の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、保存することとされました。

(ウ) 注文者が行う足場についての措置(安衛則第655条関係)

- 1 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとされました。
- 2 上記1の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、保存することとされました。

(エ) 注文者が行う作業構台についての措置(安衛則第655条の2関係)

- 1 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）の後に、作業構台に係る墜落防止措置の取りはずしの有無等の点検をし、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとされました。
- 2 上記1の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、保存することとされました。

※ ここでいう注文者とは、労働安全衛生法第31条で規定する注文者であり、特定事業の仕事を自ら行う注文者のことです。

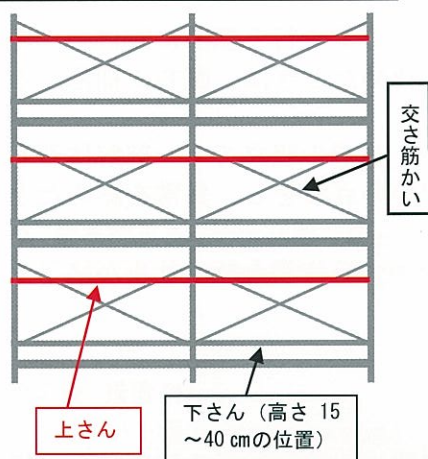
足場等からの墜落防止対策を進めるための留意事項

足場等からの墜落等による労働災害を防止するため、改正規則の履行を確実に行うとともに、次の点に留意することが望めます。

1 足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

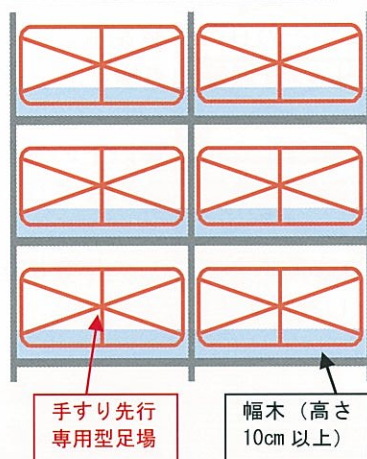
- ① わく組足場にあつては、次のような措置を講じること。
 - a 交さ筋かい及び下さん等に加え上さんを設置すること。
 - b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する手すり先行専用型足場を設置すること。
- ② わく組足場以外の足場にあつては、次のような措置を講じること。
手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。
- ③ 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅を原則同じものとする等、すき間をつくらないように床材を設置すること。

① a の措置を講じた場合の施工例

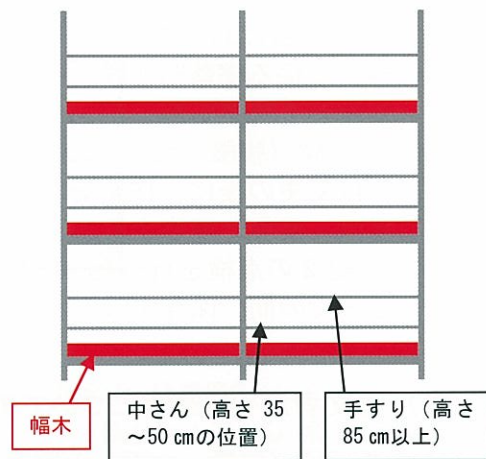


※ 上の図に加え物体の落下防止措置も必要

① b の措置を講じた場合の施工例

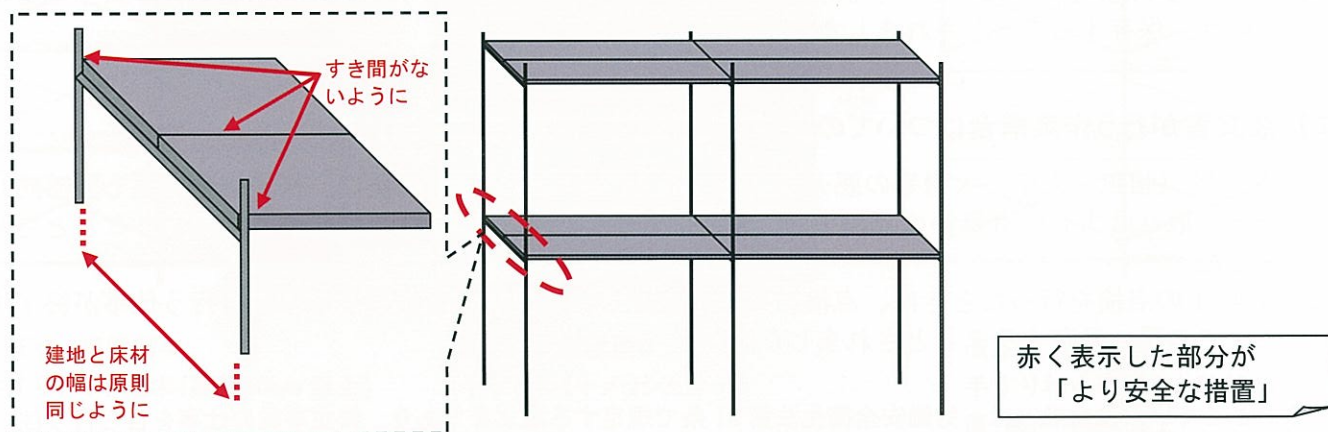


② の措置を講じた場合の施工例



※ 幅木を 10 cm 以上とした場合、物体の落下防止措置としても有効

③ の措置を講じた場合の施工例



2 足場等の安全点検の確実な実施について

- ① 足場等の点検に当たっては、次ページに示すように足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。
- ② 足場等の組立て・変更時等の点検については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であつて、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。
- ③ 作業開始前の点検は職長等その足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

足場等の種類別点検チェックリスト（例）－わく組足場用－（注1）

工 事 名（	工 期（	～	）（注2）
事業場名（	点検者職氏名（		）（注3）
点 検 日	年	月	日
点検実施理由（悪天候後、地震後、足場組立て後、足場の解体・変更後）（その詳細			）（注4）
足場等の用途、種類、概要（			）（注5）

点検事項（注6）	点 検 の 内 容（注7）	良否（注8）	是正内容（注9）	確認（注10）
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床付き布わくは、建わくに隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・			
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に設置されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建てわく、布わくの取付部にゆるみはないか ⑤・・・・・・・・			
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント、アームロック）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・			
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3項イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無（注11）	①交さ筋かい、下さん、幅木、手すりわく等の取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、下さん、幅木、手すりわくの脱落はないか ③交さ筋かいピンは確実にロックされているか ④交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか ⑤妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑥・・・・・・・・			
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱は確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・			
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・			
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③壁つなぎは専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・			
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かいに変形、損傷はないか ②・・・・・・・・			
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

(注 1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注 2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第 567 条第 3 項、第 575 条の 8 第 3 項、第 655 条第 2 項及び第 655 条の 2 第 2 項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注 3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注 4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注 5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

(注 6)

点検事項は、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項の第 1 号から第 9 号までの各号に規定されている事項は最低限列举すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注 7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注 8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注 9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注 10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注 11)

手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取り付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

(H21.9)